室蘭工業大学
学術資源アーカイブ
Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive

「羈縻」政策と二十世紀中国
第二野戦軍「関於少数民族工作的指示（草案）」から見た西南エリート問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉開, 将人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/3792

第六章　「羈縻」政策と二十世紀中国

第二野戦軍「関於少数民族工作的指示（草案）」から見た西南民族エリート問題

吉開将人（北海道大学）

一. はじめに

一九四九年十月一日、毛沢東は北京の天安門で中華人民共和国の成立（以下、建国）を宣言した。建国後の中国共産党（以下、中共）による民族政策を歴史的に理解しようとする際、これまで注意されることのなかった問題として、以下の四つがある。

（１）歴史的連続性―中国史上の「封建」「郡県」と「羈縻」

一つ目は、歴史的連続性という問題である。中共の民族政策については、長征途上もしくは延安・抗戦時代からの発展として語られるのが基本であり、中国国内はもちろんのこと、国外で発表される研究もまた、その例外ではない。問題は、語り方のもう一つの軸であるところの、中華民国期（以下、民国期）の国民党政権による民族政策との違いの強調である。抗戦以来、中共が宣伝し続けてきたように、国民党政権の民族政策が同化主義を基本とし、問題をはらんだものであったことは、確かに間違いではない。中共は、これを批判し、スターリン時代のソ連からの影響の下、意識的に国民党政権とは異なる民族政策を選んだのである。その象徴が、「民族識別」工作やそれを基礎とした「民族区域自治」などの政策であった。

しかし、少なくとも一九四九年の建国から一九五〇年代半ばにかけての建国初期にあって、中共がそれらの民族政策の実施に際して重視したのは、当時「民族上層」と呼ばれた、国民党政権時代からの地域社会の実力者、すなわち旧支配層・宗教指導者・地主・知識人などによって構成される各種の民族エリートたちであった（１）。彼ら以外にも、長征や延安などの機会や場を経て中共に身を投じた共産主義者の民族エリートがいて、「幹部」として様々な活躍をしたのはもちろんのことである。しかし建国初期においてそれは数的に決して多くなく、とりわけ四川省・雲南省・貴州省にまたがる西南中国の少数民族（以下、西南民族）については微々たる数であった。その結果、中共が独自の民族政策を展開する上で、現地において協力を求めた相手は、国民党政権と基本的に同じ人物だったのである。

つまり、中共の民族政策は、理念的には新しいものであっても、その実際の運用面では国民党政権が前提とした旧来の社会構造に依拠したものであった。理念から見れば断絶性が際立っても、実態としては連続性の強いものだったのである。

さらに歴史を俯瞰するなら、中共の民族政策は、民国期よりはるか前からの歴史的連続性の中に位置付けることも可能である。中国歴代王朝では、遠隔地域もしくは異質な社会を統治する際に、中央から官吏を派遣して直轄統治をすることを避け、その地の事情に通じた者の支配に委ねて世襲させ、緩やかな間接統治を行うことが、往々にして見られた。その根底に置かれているのは「封建」という伝統的理念である。こ

れに対して、中央から官吏を派遣する直轄統治は、「郡県」という理念によって説明される。中国歴代王朝は、遠隔地や異質な社会を「封建」によってまずは天下の内に組み入れ、時代情勢や現地の実状を鑑みて、徐々に「郡県」化していった。王朝の辺境・周縁をめぐって繰り返された「封建」と「郡県」との反復運動は、時に武力衝突という事態を伴いながら、中国史を貫く一つの歴史の軸となる。中華人民共和国における「民族区域自治」などの民族政策や、それが引き起こす社会矛盾もまた、こうした中国史の連続性の中において理解可能な問題なのである。

そのことは、「封建」に代えて「羈縻」という概念を用いることで、より明白となろう。中国史上、「羈縻」という語句の初出は、前漢中期にまでさかのぼる。当時、「封建」の理念の下、内地で施行されたものは「郡国制」、対外的に施行されたものは「冊封体制」として今日知られている。ところが、当時においては、これらに加え、さらに匈奴などの異質な民族集団に対する緩やかな統御まで含め、広義の間接統治を意味する概念としては、「羈縻」という概念が存在していたのである。「郡国制」や「冊封体制」、そして異民族に対する政策のいずれもが、「羈縻」の個別形態であった（２）。

歴史の繰り返しを経て、中国最後の王朝である清朝が遠隔地・非漢族社会に対して採用したのは、理藩院を設けて今日の内外モンゴル・新疆・チベットの「藩部」を特別統治し、西南中国（甘粛・青海の一部に及ぶ）では地元有力者に文・武の官職を授けて「土司」として世襲統治させるという政策であった。「羈縻」という概念を用いれば、これら多様な辺境政策もまた、統一的に理解することができよう。

辛亥革命を経て、清朝の版図を基本的に継承した中華民国も、旧藩部を管轄する蒙蔵事務局・蒙蔵院・蒙蔵委員会を継起的に組織し、モンゴルの王公貴族などを政権に取り込む一方、残存する土司についても懐柔する努力を怠らなかった。そして、中華民国の継承者としてその正統的地位を主張する中華人民共和国も、少なくとも建国初期においては、上述したように国民党政権以来の民族エリートの活用を積極的に図り、民族政策を展開させたのである。

つまり、中共が批判した国民党政権の民族政策も、建国初期の中共の民族政策も、いずれも「羈縻政策の行方」という共通の中国史的文脈の中に位置付けられる（３）。中共の建国初期の民族政策は、国民党政権ないしそれ以前からの歴史的連続性という関心によって、改めて検討されなければならないのである。

（２）地域性という問題

二つ目は、地域性の問題である。前近代において、例えば清朝では、上述のように藩部は理藩院が統治したが、土司支配域については内地の府県と同じ扱いとされ、土司それ自体も、文職は「吏部」、武職は「兵部」が管轄した。北方と南方の辺境地域と有力者に対するこうした二元的支配体制は、辛亥革命を経て、民国期にも踏襲された。「五族共和」を謳い、漢・満洲に加えてモンゴル・チベット・回疆（新疆）の旧藩部が並列され、清末に省が置かれた新疆は基本的に除き、蒙蔵事務局・蒙蔵院・蒙蔵委員会が管轄する体制が採られた。しかし旧土司地域は、基本的にその管轄対象から除外されたのである（４）。

辺境地域と有力者に対するこうした二元的支配体制は、中国の多様性から見ればき

わめて合理的であり、今日の私たちにも理解しやすい。ところが不思議なことに、二一世紀の現状を含め、中華人民共和国の少数民族統治の歴史を顧みるとき、語られるのは「民族政策」「民族工作」という一元的な制度である。広大な中国において地域性を捨象して説明するのは、一面的過ぎるのではなかろうか。

中共が早くに影響下に置いた陝西北部から内モンゴルにかけての地域は、少数民族としては今日回族と呼ばれる人々とモンゴル族が暮らす地域である。漢族と雑居する傾向のある回族はさておくとして、モンゴル族は比較的均質的に面的分布を見せ、そうした状況は旧藩部のウイグル・チベット族にも共通する。ところが、これらの旧藩部地域と異なり、西南中国では、数多くの民族集団が、面的分布ではなく、いわばパッチワーク状の分布を見せる。

こうしたパッチワーク状の民族分布の中で、西南中国各地の地域社会にあって、一九五〇年代半ばに至るまで実権を擁し続けてきたのが、世襲の領主として君臨した土司である。彼らによって支配されたのは、土司と同一の民族集団だけではなく、当該地域において勢力の弱い民族集団も含まれていた。そしてまたこの地では、内地にあっては多数民族である漢族も、弱小民族として被支配層としての地位に置かれていることさえあった。西南中国の各地域は、このような複雑な民族構成を維持しながら、二十世紀を迎えたのである（5）。

一九四九年十月、北京で建国を宣言した中共指導者にとって、西南中国の地はなおも国民党政権が実効支配する、中国大陸最後の「未解放」地域であった。南京から広州・重慶そして台湾へと拠点を移した国民党政権は、それを反共抗戦のための後背地、橋頭保として位置付けていたのである。西南中国をいかに効率よく攻略し、安定的に経営するかは、中共にとってきわめて重要な課題であった。ところが、そこには様々な民族集団が社会的に複雑な構成を保ちながら展開していたのである。

建国初期に、中共が西南中国で採用したのは、陝西北部・内モンゴルなどの北方での民族工作の経験と一九四七年成立の「内モンゴル自治政府」で制度化された民族区域自治政策であったというのが、今日の中国政府および内外の学術界の一致した見解である。しかしそれは真実であろうか。西南中国の現実に向き合う中で、中共が実態に見合う民族政策を用意した可能性はないのだろうか。

（3）中共史の問題―延安以前と建国初期

三つ目は、毛沢東路線が延安で確立する前の出来事が、延安・北方を介さず、建国初期の南方での民族政策に直接影響を及ぼした可能性を考えることはできないか、という問題である。この問題に関連して、松本ますみ氏の以下の指摘が注目に値する。

> 従来の研究では、この民族自決の意味が統一戦線路線以後変わったことを考慮に入れず、ただ、民族自決権が中国共産党によって認められなくなったことを「後退」のように論ずるものが多い。しかし、この問題はそのような単純なものではない。
>
> 「漢族」を主体としつつも、「中華民族」というアイデンティティを同時に持った「少数民族」をも巻き込んだ中華民族のナショナリズム発揚がその国家の柱と

して掲げられていること…は、遡ること一九三五年の毛児盖会議において、統一戦線方式が連邦制を押さえて選択されたことにルーツを辿ることができると筆者は考える。革命は「上層分子」、「愛国分子」の協力がなければ成し遂げられないと中国共産党が経験的に見つけだした答えは、諸プロレタリア・ネーションが国家を作り連邦を形成するというソ連式連邦制とは相いれないものであった。それは、中国共産党が「プロレタリアの為の政党」から「各エスニック集団の全階級を含んだ全中華民族」のための政党へと脱皮し…たということを意味した（６）。

中共が建国直前になり、民族自決の理念に立つ連邦制構想から、その否定へと民族政策の転換を図ったことについては、これまで多くの研究者が注目してきた。松本氏は、その歴史的根源を一九三五年における統一戦線方式への路線変更に求めたのである。

今日、中共の民族政策は、党外人士に対する主管部門である中央統一戦線部（中央統戦部）による「統一戦線工作」（統戦工作）の一環として位置付けられている。先に述べた中共の民族エリートに対する「民族上層工作」は、こうした統戦工作の一部をなす。建国初期において、内地の漢族社会では「土地改革」が急速に進められたが、民族地域では特別にそれを「緩慢」化することが中共指導者によって約束された。大土地所有者を含む民族エリートに対する統戦工作が功を奏した結果、チベット問題の展開に象徴されるように、大きな対立と混乱は一九五〇年代半ばまで回避されたのである。

先に、建国初期に民族政策が展開される中で民族エリートの果たした役割について指摘し、それが前近代以来の「羈縻」政策の延長線上にある問題であることを新たに提起した。中共の統戦工作は彼ら民族エリートを対象に含むのであり、松本氏が注目するように統一戦線方式自体は延安以前に萌芽していた。毛児盖は西南中国の最北部、現在の四川省の北端に位置する。建国初期の西南民族エリートに対する政策の展開について、こうした視点から改めて検討してみる必要があろう。

（４）史料批判―中共史料の版本問題

四つ目は、史料の問題である。建国初期に至るまでの二十世紀前半期の中国民族政策を議論する際、今日必ず参照されるのが、中共中央の組織が編集した『民族問題文献匯編　一九二一・七―一九四九・九』などの編纂史料集である（７）。これらの史料集には、民国期から建国初期までの中共民族政策に関する各種史料が、他に匹敵するものがない規模で収録されている。中共の文書館である中央档案館が対外開放される見込みのない現状において、これらは中共の民族政策を考察する上できわめて大きな価値を持つ。他に収録がない史料の場合はなおさらである。

しかし、言うまでもないことだが、中共による史料的な取捨選択を経たこれらの史料集に全面的に依拠して歴史を語ることは、研究者にとってきわめて大きな危険を秘めている。注意しないと、知らず知らず、その公式見解を追認する方向に導かれてしまうからである。

同時に、収録された個別の史料そのものが持つ問題も無視できない。たとえば、こ

れらの史料集に収録された毛沢東の史料は基本的に「選集」からの部分引用であるが、すでに多くの論者が指摘しているように、少なくとも初出のテキストと「選集」のテキストでは、少なからずの文言の「手直し」がなされている。中国国内では、毛沢東の史料以外でも、ある文献が重版されたり、個々の史料が著作集・文集として再収録されることが少なくないが、実のところ、注記なしでテキスト本文の「改編」がなされている例が多々見受けられる（８）。

「版本」研究は、中国研究において一般的に伝統的漢籍に対して行なわれるものだが、党派対立を背景にした政治性の強い文献に多く依拠せざるをえない民国後期・建国初期の研究にあっても、避けては通れない手続きである。すなわち、利便性を捨てて、可能な限り初出テキストにあたるという、歴史学の最も基本的な姿勢、原典主義に徹することが、改めてこの時期の研究において求められる。それは民族政策史の研究においても例外ではないのである。

もちろん、それには原典にあたることを可能にする環境が不可欠である。だが、中国国内において、「民族」「辺疆」をテーマに档案館（公文書館）を利用することは、国境が再び緊張感を増す今日において、辺境が比較的穏やかであった過去の一時期に比べ、格段に困難な状況になっている。しかしながら、各地の図書館では、蔵書データベースの構築が進んだおかげで、インターネット上での所蔵検索が、かつて想像できなかったほど便利となっている。研究者が利用する編纂史料集と言えば、中央での編纂物が中心であったが、調べてみると実は建国初期から各地で文書集成が編纂されていたことを知ることができる。その結果、図書館で意外な文献に出会い、「幸運」に恵まれさえすればそれを閲覧して、収録された史料の中に、これまで存在の知られていなかった史料や、従来中央の編纂物で見ていた史料の、別の「版本」を入手する可能性が生まれているのである。さらに、現在は折しも建国初期に活躍した世代が相次いで世を去り、彼らの蔵書が市場に放出される時期に相当する。一方で、古書市場におけるインターネット検索の普及によって、かつては店舗に限られていた文献との偶然の出会いが、外国に身を置きながらもある程度までは実現可能となった。こうした新たな研究の諸条件は、従来の研究成果や定説化した認識について、再検討を行なうことを可能にしているのである。

（５）本論文の課題設定

本論文では、以上四つの問題意識を基礎に、建国初期の西南中国の民族政策を再検討する。西南中国が中共の民族政策史においていかなる意義を持ったかという点については、早くから人類学者によって注目され、民族集団の政策的分類作業というべき「民族識別」を中心に、盛んに研究が進められてきた（９）。それに対し、これを中国近現代史の問題としてとらえた歴史学的な研究は、決して多くない。早くにモスレイ氏による雲南・広西を対象とした研究があるが（10)、おもに新聞記事に依拠し、包括的な概説の域を出ない。建国初期の中共による西南中国の軍政統治についても、早くにソリンジャー氏による「西南軍政委員会」についての実証的研究があるが（11)、民族政策に関する議論は全体として低調である。

こうした中にあって、特筆すべきは近年の日本人研究者による業績である。雲南辺

境地域での建国最初期の民族工作については上野稔弘氏の研究、一九五五年から当該地域に対して進められた「和平協商土地改革」については古島琴子氏の研究があり、松村嘉久氏は雲南省を中心に、西南中国各省および中国各民族自治区との比較を視野に入れて、建国初期の「民族区域自治」政策の展開を詳細に論じた（12)。しかしながら、これら「民族政策」への関心から進められる諸研究は、いずれも政権側の政策推進に重点を置き、現地社会の動きや、上述のように個々の地域社会状況の中で重要な役割を果たした民族エリートたちへの眼差しを欠いていることが通例である。

これに対して、近年では中国民族史に関心を寄せる歴史学者、もしくは歴史人類学を志す気鋭の人類学者たちを中心に、民国期から建国初期にかけての激動の時代を生き抜いた民族エリートへの関心が高まりつつある。彼らの社会的地位の浮沈と政治史的展開との相互関係など、これまで注意されてこなかった課題が、中国近現代史の新たな研究分野として、実証的な成果を次々と生み出すに至っているのである（13)。ところが、社会的現実の解明や個人のライフヒストリーの叙述に重きを置くこれらの諸研究は、往々にして「政策」「制度」への検討を欠いている。当然ながら、上記のような、日本人研究者らによる問題意識とその成果が、それらに結び付く状況は認められない。

そうした中、近年、中国歴史学界において、建国初期の西南中国における民族政策を、文書館所蔵の文書史料など、一次史料にもとづいて実証的に考察しようとする、少数の意欲的な試みが現れている（14)。しかし当然ながら、今日の政策に抵触するもしくは過去の「敏感」な事件に触れる議論は、意図的に避けられている。当時の西南中国において、そうした問題の中核にいたのが、民族エリートたちであった。近年盛んな民族エリート研究が「政策」「制度」の議論と結び付いていない現状については、少なくとも中国国内においては、政治的配慮という部分を汲み取るべきなのかもしれない。

本論文では、以上の研究史を踏まえ、民族政策と民族エリートという二つの問題軸の間を橋渡しすることを目指し、冒頭で指摘した四つの問題意識の下、建国初期の西南中国の民族政策を、民族エリートの動向に主たる関心を置いて再検討することにしたい。なお、中文史料は当用漢字に統一し（異体字・俗字は正字を採用)、句読点を適宜加えた。また、特記しない限り、一律新暦（陽暦）での年月日表記である。

二.「関於少数民族工作指示（草案)」と「民族自決」政策の転換問題

出発点とするのは、一九四九年九月二十日に人民解放軍第二野戦軍の前方委員会（以下、二野前委）が南京でまとめた「少数民族工作に関する指示（草案)」（以下、「指示草案」）である（15)。

これに対する中共中央からの回答、すなわち中共中央「少数民族「自決権」問題に関する第二野戦軍前方委員会への指示」（一九四九年十月五日）（以下、「給二野前委的指示」）の存在とその内容については、その中に「各少数民族の「自決権」問題については、今日もはや強調してはならない」という記述があることから（16)、中共民族政

策の転換を示す史料として、早くから多くの研究者が注目してきた（17)。ところが、その前提となる本「指示草案」の内容の全体像についてはこれまで明らかでなく、研究者によって十分な検討が試みられることもなかった（18)。

一九四九年九月二十日、なおも国民党政権の統治下にあった西南中国に向けて進軍しようとしていた第二野戦軍前方委員会は、委員会書記の鄧小平の指導の下、南京において一つの政策文件を起草し、それを所属の各部隊と地方幹部に配布した。それが「少数民族工作に関する指示（草案)」である。古書市場では、小冊子状に印刷された当該史料の存在が知られ（19)、おそらく当時、パンフレットの形で頒布されたものと推測される【挿図参照】。

「指示草案」には、これまで多くの研究者が注目してきた「給二野前委的指示」が、「自決権」問題を論ずる前提となった記述として、以下の内容が確認される。

> わが党の少数民族に対する政策は、中国国内の各民族の一律平等である。中華各民族の友好協力と相互の団結とを強化し、共同の敵に対抗することと各民族が自由に連合することを基礎として、自由・統一の中国人民共和国を形作らなければならない。「共産党員は、各少数民族の広範な人民大衆を積極的に助け、この政策を実現するために闘わなければならず、そして各少数民族の広範な人民大衆―これには大衆とのつながりを持つたすべての指導者たちが含まれる―が彼らの政治・経済・文化の面での解放と発展を勝ち取り、かつ人民大衆の利益をまもる少数民族自身の軍隊を結成するのを助けなければならない。彼らの言語・文字・風俗・習慣・宗教的信仰は尊重されなければならない」（毛主席「連合政府論」)。これは我々の民族問題に対する唯一の正確な思想と政策である。…軍隊にあって、特に幹部は、毛主席「連合政府論」の中の「少数民族」の章節、および「高崗同志の内モンゴル幹部会議での講話」（『政策彙編』参照）を教材とし、わが党の少数民族に対する政策を学び、さらに現地の具体的状況と結び付けて検討しなければならない（20)。
>
> 我党対於少数民族的政策是中国境内各民族一律平等、応加強中華各民族的友好合作和互相団結、並在反対共同敵人和各民族自由聯合的基礎上組成一自由統一的中国人民共和国、「共産党人、応当積極地幇助各少数民族的広大人民群衆、為実現這個政策而奮闘、応当幇助各少数民族的広大人民群衆、包括一切聯係民衆的領袖在内、争取他們在政治上、経済上、文化上的解放与発展、並成立擁護民衆利益的少数民族自己的軍隊。他們的言語・文字・風俗習慣及宗教信仰、応被尊重」（毛主席「論聯合政府」)。這就是我們対待民族問題上唯一正確的思想与政策。…在軍隊中、特別在幹部中、応以毛主席「論聯合政府」中的「少数民族」一段、及「高崗同志在内蒙幹部会議上的講話」（見『政策彙編』）為教材、学習我党対少数民族的政策、並結合当地具体情況進行研究。

これによれば、南京の二野前委は、一九四九年九月二十日の段階で、進駐予定の西南中国で行なわれるべき少数民族工作を、これより四年半前の一九四五年四月に発表された毛沢東の「連合政府論」に準拠すべきものと考えていたことがわかる。「連合政

府論」には、以下の記述がある。

我々の具体的綱領。…各少数民族が民族自決権を持つこと、および自発的であるという原則の下で漢民族と連邦国家を建設する権利を持つことを認めるように要求する。…少数民族問題。…一九二四年、孫中山先生はみずから執筆した中国国民党第一回全国代表者大会の宣言において、「…国民党は、中国国内の各民族の自決権を認めること、帝国主義および軍閥に対抗する戦争において勝利を得た後、一つの自由に統一された（各民族の自由に連合した）中華民国を組織すべきであることを、あえて厳粛に宣言する」と言われた。中国共産党はこの孫先生の民族政策にまったく同意する。共産党員は、各少数民族の広範な人民大衆を積極的に助け、この政策を実現するために闘わなければならず、そして各少数民族の広範な人民大衆―これには大衆とのつながりを持つたすべての指導者たちが含まれる―が彼らの政治・経済・文化の面での解放と発展を勝ち取り、かつ人民大衆の利益をまもる少数民族自身の軍隊を結成するのを助けなければならない。彼らの言語・文字・風俗・習慣・宗教的信仰は尊重されなければならない（21）。

我們的具体綱領。…要求…允許各少数民族有民族自決権、及在自願原則下和漢族聯合建立聯邦国家的権利。…少数民族問題。…一九二四年、孫中山先生其所著的中国国民党第一次代表大会宣言裏説、「…国民党敢鄭重宣言、承認中国以内各民族之自決権、於反対帝国主義及軍閥之戦争獲得勝利以後、当組織一自由統一的（各民族自由聯合的）中華民国」。中国共産党完全同意上述孫先生的民族政策。共産党人、応当積極地幇助各少数民族的広大人民群衆、為実現這個政策而奮闘、応当幇助各少数民族的広大人民群衆、包括一切聯係民衆的領袖在内、争取他們在政治上、経済上、文化上的解放与発展、並成立擁護民衆利益的少数民族自己的軍隊。他們的言語・文字・風俗習慣及宗教信仰、応被尊重。

毛沢東は、少数民族の民族自決の原則に基づく連邦国家の建設を構想し、少数民族自身の軍隊の設立をも想定していたのである。この内容は、先に紹介した「指示草案」の内容と符合する。「民族自決」の文言は見えないが、自由な「連合」体として連邦国家を構想し、少数民族自身の軍隊の設立に言及しているのである。

南京の二野前委、すなわち鄧小平は、一九四九年九月二十日の段階で、進駐予定の西南中国においてこの毛沢東の構想を実践しようと考えていたと理解される。このことは、「指示草案」において「連合政府論」と並べて引用されている「高崗同志の内蒙古幹部会議での講話（『政策彙編』参照）」（以下、「高崗講話」）をあわせ見ることで、確認することができる。

「高崗講話」の内容とその歴史的位置付けについては、すでにボルジギン・フスレ氏が、内モンゴル自治区文書館で得た史料を利用して優れた考察を行なっており（22）、ここでは、上記「指示草案」との関係についてのみ考察を付け加えることにしたい。関連部分の訳文は以下の通りである。

雲沢〔ウランフー〕同志のこの会議〔内モンゴル幹部会議〕での総括報告はと

てもすばらしく、〔中共〕東北局は完全に同意します。…中国共産党は成立以来、中国領内の各民族は一律平等であることを宣言し、各民族の自治と自決の権利を承認し、各方面から少数民族の解放と発展を助けました。〔旧満州国領の内モンゴル東部を吸収して成立した〕統一された内モンゴル自治政府は、すなわち〔その実例であり〕段階的な発展を経て成立したものです。内モンゴルの多くの盟・旗は、前後して解放される過程で、みな地方的な自治政府を成立させました。例えば、抗戦期の綏蒙政府や、「八・一五」〔終戦〕後、解放された東西〔内モンゴル〕の各盟・旗にあまねく成立した地方的自治政府がそれです。今、戦争〔国共内戦〕のため、一部の盟・旗は解放区のその他〔自治政府以外〕の地方政府に一時的に委託されて管理されています。しかし、形勢の展開に伴って、内蒙古自治政府の統一性は必ずや一層強まるはずです。全国が解放された後、自発的であり民主的であるという原則に照らして、中国領内の各民族は、中華民主共和国連邦（毛主席「連合政府論」）を形成します。内モンゴル自治政府は、この連邦の国内北部の主な構成要素となるでしょう。…各種の障害を突き破り、自治連合会の準備段階を経て、数百年来かつてない、東西モンゴルを統一した真の人民の自治政府がついに成立し、あわせて内モンゴル人民自らの軍隊が創設されました。この政府と軍隊は、全国の解放戦争に積極的に参加し、東北・華北の解放軍と組んで戦いました（23）。

雲沢同志在這個会上的総結報告很好、東北局完全同意。…中国共産党自成立以来、即宣佈中国境内各民族一律平等、承認各民族自治与自決権、従各方面幇助少数民族的解放与発展。統一的内蒙自治政府、就是経過逐歩発展而成立的。内蒙許多盟旗、在其先後解放過程中、都曾成立過地方性的自治政府。如抗戦時期的綏蒙政府、「八一五」後在已解放的東西各盟旗普遍成立的地方自治政府。現在、因為戦争的原故、有些盟旗還需暫時委託解放区其他地方政府管理。但是随着形勢的開展、内蒙自治政府的統一性必更加強。在全国解放後、則将按照自願和民主的原則、由中国境内各民族組成中華民主共和国聯邦（毛主席「論聯合政府」）。内蒙自治政府、将是這個聯邦在国境北部的主要組成部份。…衝破各種障礙、経過自治聯合会的一個準備階段、終於成立了幾百年来未有過的東西蒙統一的真正的人民的自治政府、並創立了内蒙人民自己的軍隊。這個政府和軍隊、積極参加了全国的解放戦争、配合東北・華北解放軍作戦。

この中で、当時、中共東北局副書記であった高崗は、「モンゴル民族の自決自治」を主張した内モンゴルの実力者ウランフーの会議総括報告（24）を承けるかたちで、毛沢東の「連合政府論」に準拠して民族自決的な連邦国家の建設を訴え、「内モンゴル人民自らの軍隊」の成果を称賛している。上記「指示草案」の内容との対応関係は明らかであろう。

中共中央が「指示草案」を二野前委から受け取り、「給二野前委的指示」を回答するまでの間、北平（現北京）では全国各地の代表者たちを集めて中国人民政治協商会議が開催され、首都を北平に定めて北京と改称するなどの決議がなされ、国号を中華人民共和国とし、ソ連式の連邦制とは異なる中央集権制を採用することなどを明記した

「共同綱領」が通過、それを受けて中華人民共和国の建国が、毛沢東によって宣言されるに至っていた(25)。中共中央は、こうした現実の展開を踏まえて、「連合政府論」に準拠して「自決権」を強調するのではなく、新たに制定された「共同綱領」に準拠するよう、二野前委に指示したと理解されるのである。

以上で検討したように、鄧小平は一九四九年九月二十日の段階で、毛沢東が抗戦勝利の直前に掲げた「連合政府論」の理想と、内モンゴルでのモンゴル族に対する実践を、西南中国における民族政策の模範としようと考えていたことが明らかである。

これを単純に「中共民族政策史」の流れの中に置けば、新史料である本「指示草案」は、旧来の研究の関心と同じく、中共民族政策の「自決」から「自治」への最終的な転換を示す史料としてのみ評価される。そして、それはまた建国初期の中共が西南中国の少数民族に対して採用した民族政策が、内モンゴルなど北方でのそれを応用したもので、中共の民族政策は全国的に一元的なものであったという、定説通りの理解へと導く。

しかしながら、「高崗講話」は一九五〇年以後に出版されたいくつかの文献中に原形を保って収録されており(26)、重要な政策文件としての役割をその後もしばらく維持したと推測される。「指示草案」と「給二野前委的指示」とによって、中共民族政策の「自決」から「自治」への転換が決定的になったと理解するのは適当ではない。

また、「指示草案」が発布された同日、第二野戦軍所属の第三・四・五兵団に「関於進入少数民族区域内的十七条注意事項」(以下、「注意事項」)を通知し、各軍への転送を命じたことが知られる。序文には、それが「西南少数民族問題を熟知する南京の人士と学者により、詳細な討論の後に書き上げられたもの(這個材料是由南京熟悉西南少数民族問題的人士和学者経過詳細討論之後写出来的)」であることが述べられている(27)。同日発布の「指示草案」も、同じ背景の下で作成されたものであると理解すべきであろう。「指示草案」の主眼はあくまでも西南中国にあったという事実が、改めて注意されなくてはならない。

ここに、西南中国の現実に向き合う中で、単純に北方での経験を南方にそのまま応用するのではなく、実態に見合う民族政策を用意しようと考えていた可能性はないのかという疑問が、改めて浮上するのである。この疑問への回答は、「指示草案」を「中共民族政策史」としての関心から評価するのではなく、具体的内容に即して理解することによってのみ可能であろう。

三.「指示草案」に見る中共の危機意識

(1) 問題の所在

「指示草案」は、西南民族をめぐる現状認識について総括した以下の文言から始まる。

> 西南少数民族は種類が非常に多く、数もまた多く、分布地域も非常に広い。…歴代の統治階級と大漢族主義の残酷な統治と搾取の結果、漢族と少数民族の間の

非常に深いわだかまりが作り出された。各少数民族の漢人に対する恨みは非常に深く、警戒はきわめて厳しく、猜疑心も非常に大きく、漢族の圧迫に反対する武装闘争は歴史的に繰り返し起こった。抗戦期、国民党は西南〔中国〕で、〔旧来の〕鎮圧政策を継続した以外に、一部の少数民族上層の統治者を買収し、少数の青年を吸収して軍事・政治学校に送って勉強させ、あわせて少数民族の中で武断的な宣伝を行なった。しかし我々はこれらの民族の中にまったく基礎をもたない。一九三五年の長征の時に、我々は一部の少数民族と接触し、ある地方では好ましい影響を広めたが、ある地方では厳しい対立を形作った。これらはすべて、西南少数民族に対する工作の複雑さと困難さを説明しており、正しい政策と労苦忍耐の仕事がなければ、少数民族工作をやり遂げることはできないのである（28)。

西南少数民族種類很多、数量亦大、散布地区很広、…由於歴代統治階級和大漢族主義残酷統治和圧搾的結果、造成了漢族与各個少数民族之間很深的隔膜、各少数民族対於漢人的仇恨很深、戒備甚厳、疑心很大、反対漢族圧迫的武装闘争在歴史上曾不断地発生。在抗戦期間、国民党在西南除了継続其鎮圧政策之外、曾収買了一些少数民族上層統治人物、吸収了少数青年進軍事政治学校学習、並在少数民族中進行了一些武段宣伝。而我們在這些民族中、則毫無基礎。一九三五年長征的時候、我們曾接触了一部分的少数民族、有的地方散布了一些好的影響、有的地方則形成厳重的対立。這些都説明西南少数民族工作的複雑性和艱苦性、没有正確的政策和艱苦耐煩的工作、是不可能把少数民族工作做好的。

鄧小平は、西南中国の少数民族社会の特徴を概括した上で、過去の漢族との緊張関係を回顧し、民族政策を歴史的に評価する。問題の前提として国民党政権の民族政策を分析し、それを批判する一方で、自らが持つ条件と対比し、西南中国における民族工作の困難さについて危機意識を持つよう促しているのである。

強調するのは、西南中国が中共にとって支持基盤と経験のとぼしい場所であるという事実である。この点において、国民党政権と比べ、劣勢に立たされているという基本認識を示すのである。建国初期に西南中国に進駐した中共が、こうした不利な条件を抱えていたことについては、これまで関心が向けられなかったわけではない（29)。しかし、具体例を挙げて当時の現状認識を示す史料として、この「指示草案」が持つ価値は、これまでになかったものである。

上記の内容で注目されるのは、こうした現状認識に関連して、国民党政権の政策を批判しつつも、それが効果的な実績であったことを率直に認めている点である（30)。成功点として挙げるのは、「少数民族上層の統治者」の取り込みと少数民族子弟の教育の二点である。

（２）「少数民族上層の統治者」の取り込み

国民党政権が西南中国において「買収」した「一部の少数民族上層の統治者」とは、具体的には土司・土目一族、あるいはチベット仏教寺院の活仏・指導者などの存在を指すと理解すべきだろう。民国期の西南民族エリートの自民族意識の覚醒に関する筆者の研究を踏まえると（31)、以下の三つの例がそれに当てはまるものと思われる。

第一の事例としては、雲南省西北に位置する北勝（現永勝）夷族（彝族〔一説に白族〕）土司家系出身の高玉柱が、「西南夷族沿辺土司民衆請願代表」を自称して南京で展開した政治運動の結果、一九四〇年頃、「辺疆宣慰団」（以下、辺宣団）の団長に任命された例が挙げられる（32）。辺宣団は、一九三九年十一月の国民党第五期中央執行委員会第六次全体会議で結成が議決された組織で（33）、日本軍の雲南侵攻に抵抗するため、雲南とベトナム・ビルマとの国境地帯の各民族と連携し、現地に遊撃隊を組織することを目指していた。

第二の事例としては、一九四六年の十一月から十二月にかけて首都南京で開催された憲法制定のための国民大会（制憲国民大会）に「土著民族」定員枠で参加した、西康省（現四川西部・南部）代表の麻傾翁（チベット族、道孚県霊雀寺指導者）、貴州省代表の楊砥中（彝族、大定〔現大方県〕土目楊伯瑶の弟）が挙げられる。国民党政権の優勢が次第に失われていく中、一九四八年三月から五月にかけて新憲法下で開催された初の国民大会（行憲国民大会）にも、「西南辺疆民族」定員枠で西康省代表の吉紹虞（彝族、土司）や雲南省代表の雲南省代表の李呈祥（哈尼族、石屏県江外思陀土司）、省別の定員枠で雲南省代表の方克勝（傣族、芒市土司）が参加している。さらに、制憲国民大会と行憲国民大会の間、一九四八年一月に行なわれた立法院委員の選挙では、「土著民族」定員枠で、西康省代表の嶺光電（彝族、甘洛土司）が選出されている（34）。

第三の事例としては、蔣介石から西南中国の死守を委嘱されて西南軍政副長官（長官代理）に任じられた名将胡宗南（35）の下、西康省寧属地区（現四川省涼山彝族自治州）を拠点に、第二野戦軍の進攻に抵抗し、「西南辺務委員会主任」として二百人のゲリラ部隊を率いた楊砥中（一九五〇年三月三一日投降）と、「西南幹部訓練団辺務班主任（少将軍銜）」として昭覚県で最後の抵抗を続けた嶺光電（一九五〇年四月投降）の例が挙げられる（36）。一九五〇年二月末、胡宗南宅で開かれた会議には楊砥中・嶺光電も参加し、「残軍を収容し彝人を発動して共産党に抵抗する」ことを決定したとされる。同年三月初めに昭覚に進駐した嶺光電が、人を各地に派遣して「氏族頭人」を呼び寄せ「盟誓」し、「反共」を求めたところ、各地の民族エリートたちは「平素から国民党の宣伝を聞いて」いるとして、それぞれに賛同を表明したという（37）。

国共内戦の最終局面は、西南中国が舞台となり、西康省最南部の西昌地区が、国民党政権にとっての中国大陸最後の拠点として選ばれた。その中で、西南民族を再び重視する動きが起こり、西康夷族エリートへの働きかけも強められたが、時すでに遅く、国民党政権は、第二野戦軍によって中国大陸からの完全撤退を余儀なくされたのである。

（３）少数民族子弟の教育

国民党政権が西南中国において「少数の青年を吸収して」「送って勉強させ」た「軍事・政治学校」とは、具体的には国民党中央陸軍軍官学校（元黄埔軍官学校）と中央政治学校（後の国立政治大学）（38）を指すと理解すべきだろう。民国期の西南民族エリートの自民族意識の覚醒について論じた筆者の研究（39）を踏まえると、以下の具体的事例がそれに当てはまるものと思われる。

西南中国の少数民族の中で、一九二四年設立の黄埔軍官学校に由来する陸軍軍官学

校に学んだのは、「尚武」の気風の強い彝族である。黄埔軍官学校第一期生の貴州省大定（現大方県）土目の楊伯瑶をはじめ、中央陸軍軍官学校に学んだ雲南省昭通県の龍沢彙、および西康省（現四川省）甘洛土司の嶺光電、同分校に学んだ貴州省威寧県の盧崇嵐、および四川省雷波県の李仕安などがいる（40）。彼らはいずれも、国共内戦における中共側の勝利もしくは戦局収拾に、一定の役割を果たした。

一方、今日の国立政治大学の源流であり、一九二七年創立の中国国民党中央党務学校（国民党中央党校）に由来する国民党中央政治学校（一九二九年改称成立）（41）にも、西南民族エリートが各地から集まっていた。そこでは、中央軍官学校において突出した存在であった彝族（42）に加え、西康省出身のチベット族（43）や、旧支配階層ではない貧困層出身の雲南・四川・貴州省苗族の青年たちが学んでいたのである（44）。

国民党の幹部と国家建設の人材を養成する目的で設置された中央政治学校には、一九二九年から特別班（クラス）として「蒙蔵及華僑特別班」が設けられており、一九三〇年には「西康学生特別班」も設けられた。これらを基礎に、一九三三年、北平の蒙蔵学校や東北蒙旗師範の元学生を吸収して、中央政治学校に蒙蔵学校が附設されたのである（45）。

彼らの中で特筆すべき存在は、苗族たちである。中国有数の貧困地帯であった今日の雲南・四川・貴州省の境界地域では、清末以来、イギリスを中心とする欧米宣教師団が、彝族土司・土目の支配の下、生活苦にあえいでいた苗族に対して積極的な布教活動を展開し、多くの信者を獲得していた。民族文字を持たなかった苗族に対し、宣教師たちは文字を創出し、教会学校を設立して文字教育を行ない、新たな苗文字で書かれた聖書を使って布教を進め、貴州省西北部の威寧県石門坎を中心に多大な成果をあげたのである。布教の副産物として、苗族は教育水準を一気に高め、学生の中には都会の教会大学に進学する者さえ現れた。転換点となったのは、蔣介石配下の軍人楊森が一九三六年春に現地に駐屯した際、石門坎の教会学校を視察したことであった。彼はその教育水準の高さに驚き、蔣介石に直接報告し、王建明・李学高という二名苗族青年の中央への進学を提言したのである。この結果、彼らは、南京の中央政治学校附設の蒙蔵学校に送られ、そこで学ぶことになった。石門坎の教会学校からは、その後も彼らに続いて蒙蔵学校（一九四一年に国立の専科学校である国立辺疆学校として独立・改称）に進学する苗族信者が相次いだ（46）。

民国期における西南民族エリートの覚醒・成長の実態とともに、「同化主義」「ファシズム」という批判では切り捨てられない、国民党政権の西南民族エリートに対する政策の成果が、ここにはっきりとしたかたちで確認されるのである。

（４）第二野戦軍の構想する西南民族エリートの取り込み

「指示草案」は、こうした現状認識を踏まえ、「少数民族人民の解放にとって、共産党と人民政府の指導と援助のほかに、より重要なことはやはり少数民族内部の人民民主勢力の成長にあり、その力を育てるには一定の過程が必要である」と前置きし、西南民族エリートの中共への支持を醸成するために、以下のような具体的方針を指示している。

少数民族の中の上層人士に対して忍耐強く取り込む工作を進め、彼らを通して少数民族人士と接触する機会を得やすくし、我々の工作の障害を減らさなければならない。我々はうまく、これらの上層人士の中から我々に近くまた〔少数民族〕大衆とつながりのある進歩的人士を選び、彼らを各レベルの政府の少数民族部門に吸収して仕事をさせ、あるいは彼らを招聘して各分野の代表会議の代表とする、あるいは参議・諮議などの名義で委任し、あわせて徐々にその一部を養成して我々の幹部として、その中の中間的人士の団結を大いに勝ち取る（47）。

対於少数民族中的上層份子応進行耐煩的争取工作、以便於経過他們獲得与少数民族人物接触的機会、減少我們工作的障碍。我們要善於在這些上層人物中選択一些靠近我們而又与群衆有聯係的進歩的人物、吸収他們到各級政府少数民族部門中工作、或聘請他們当各界代表会議代表、或委以参議・諮議之類的名義、並逐漸培養其中一部分作為我們的幹部、並以大力争取団結其中的中間份子。

まず進歩的な青年を注意して探し、我々の学校あるいは専門の少数民族訓練クラスのある中学に送って学ばせ、彼らを養成して幹部とならせる。国民党が西南〔中国〕に設けていた少数民族の学校は、つとめて妥当な接収を図り、学校として存続させ、あわせてその教育内容を改善し、軍隊で作戦中に捕虜とした少数民族の士官・兵士は、…あるいは本人の自発的である場合、少数民族の学校に送って学ばせる（48）。

首先要注意物色一批比較進歩的青年、到我們的学校或専門的少数民族訓練班中学学習、培養他們成為幹部。国民党在西南辦有一些少数民族的学校、務必妥善接管、継続開学、並適当地改善其教育内容、軍隊在作戦中俘虜的少数民族官兵、…或在本人自願的条件下、送入少数民族学校学習。

「指示草案」に対する中共中央の回答である「給二野前委的指示」は、上記の「自決権」をめぐる基本方針にのみ修正意見を示し、それ以外の現状認識やそれを踏まえたこうした具体方針については異論をさしはさんでおらず、それが正式な批准を得たことがわかる。以後、中共による西南民族エリートに対する工作は、基本的にこの具体的な方針に従って展開していったのである（49）。

すなわち、中共の西南中国における民族政策は、国民党政権の西南中国での実績、すなわち他地域と比較して民族エリートの取り込みに成功した点を高く評価し、それを基礎として立案されたものであったことが確認できるのである。

四. 西南民族エリート問題と「長征」の遺産

それでは、西南中国における民族エリートの問題は、「指示草案」について中共中央が特に問題視した上述の「民族自決」政策の転換問題と、いかなる関係を持つのだろうか。「指示草案」の冒頭に見える西南民族をめぐる現状認識に関する記述において、中共がこの地において不利な状況にあるとする認識に関連して言及された、以下の内容に注目して考察してみよう。

我々はこれらの民族の中にまったく基礎をもたない。一九三五年の長征の時に、我々は一部の少数民族と接触し、ある地方では好ましい影響を広めたが、ある地方では厳しい対立を形作った（50）。

ここに述べられている事実は、「中国民族政策史」の文脈において、輝かしい長征の遺産として通常語られるもの（51）とは少なからず異なる。本論文の関心事である民族エリートについて考えてみても、毛沢東が「種まき機」と譬えた長征において、その過程で紅軍に参加し、後に「幹部」にまでなった西南民族は、必ずしも多くないのである（52）。

実は、当時の史料には長征時に失敗が多かったことを言及するものが少なくない。以下はその一例である。

紅軍が怖いのかと訊き返すならば、紅軍がやってきたら自分たちの糧食を食う、それが怖いと、と彼らは一様に答えるだろう。それというのが、彼らが毎年得る糧食は、自分の口を糊するだけでも困難を覚えるほどなのに、紅軍がやって来ようものなら、それこそ農民の生命まで危険を来たすに違いないからだ。四川北部の農民は紅軍のことを「霉老二」という。つまり「食いつぶし野郎」という意味だ。いくら紅軍政治部の宣伝が上手でも、彼らが何よりもまず農民の糧食を取り上げて食い、農民の生存の道を絶ってしまう限り、農民にとって今のところ紅軍は食いつぶし野郎でしかないのだ（53）。

著者の范長江がジャーナリストとして踏査した地域の中で、「四川北部」とは今日の四川省阿壩チベット族自治州に相当する。西南中国の少数民族社会における「長征の遺産」について、一次史料に基づいた検証が必要である。

上記の「指示草案」の実質的な起草者と見られるのは鄧小平である。彼は、第二野戦軍による西南中国「解放」のための戦役が続く中、一九四九年十一月に正式に成立した中共西南局第一書記に就任、翌一九五〇年二月には正式に成立した西南軍区の政治委員に就任、同年六月にはこの地の軍政施行のために同年七月に正式に成立する「西南軍政委員会」の副主席に就任し（54）、建国初期の西南中国の実質的統治者の一人として活躍したのである。

鄧小平は、中央人民政府が組織し、各地の民族地域へと宣撫工作のために派遣した中央訪問団の一つ、「西南各民族訪問団」の一行が重慶に到着すると、団長の一人であった人類学者の費孝通らを前に、歓迎大会で「西南少数民族問題に関する報告（関於西南少数民族問題的報告）」（以下、「西南少数民族報告」）と題して、以下の講話を行なっている（55）。

一部の地域、例えば黒水、蘆花、川西的松潘地区〔ともに現四川省阿壩チベット族自治州〕の兄弟民族は、〔我々の政策に対して〕今なお半信半疑である。これには歴史的な原因があり、紅軍が北上し、あの辺りで彼らを苦しめたのである。

この点、我々は会ったら当然彼らに詫び、この道理を説明しなければならない。西康〔現四川省甘孜チベット族自治州〕にも詫びなければならない。それは当時にあって紅軍を維持するために、どうしようもなかったことである。しかし彼らの食糧を食べ尽してしまい、彼らはとてつもない損害を受けたのである。彼らが今我々に抵抗し、我々を疑うのは当然のことで、彼らには権利がある。あの時は間違いだったと、我々もまた正しく表明し、彼らに詫びなければならない。具体的利益において彼らに詫びるのである。真に経済的に助けて彼らがいくらか利益を得るようにしなければならない。国民党は〔長征当時に起きた〕この問題をとらえて、我々に多くの妨害を図り、彼らは少数民族を扇動して我々に抵抗させている。しかし我々の〔新たな〕政策が発表されると、〔それまで完全に疑っていた〕彼らも半信半疑へと変わった。政策を見て半信半疑なら、今後この疑念は解消することができよう。…長征の時、一部には良い影響もあった。すなわち、西康チベット族の、かつての「博巴〔ボバ〕政府」は、またよい影響を生み出した。しかし食料を食べ尽してしまった。彼らはまったく賛同せず、〔そのため紅軍が〕紀律を犯すことも非常に多かったが、どうしようもなかった。今、我々は彼らに言わなければならない。当時、全国の革命の負担を彼らにかけてしまった。彼らは紅軍の維持のために最高の責任を果した、と。我々は彼らの代表にこの点を説明し、詫びなければならない。あの一件はやり方が誤っていた。あなた方にお詫びします、と（56）。

有些地方如黒水・蘆花・川西的松潘地区的兄弟民族、現在還半信半疑。這有歴史上的原因、紅軍北上、在那辺是把他們搞苦了。這点我們見面当然要向他們賠礼、説明這個道理。西康也是要賠礼。這在当時是為保存紅軍、没有辦法的。把他們的糧食吃光了、他們吃了很大的虧。他們現在反対我們、懐疑我們是応該的、他們有権力。我們也真正要求表示出来、那個時候是不対、是要向他們賠礼的。在具体利益上向他們賠礼。真正要従経済上幇助他們得到些利益。国民党抓住這個問題、給我們上了許多爛薬的、他們鼓動少数民族反対我們。可是我們的政策発佈出去、他們也変成半信半疑了。看到這個政策半信半疑、以後就会解除這個疑慮。…長征時有些良好影響、就在西康蔵族裏辺、過去一個「博巴政府」、也起了良好的影響。但糧食吃光了。他們很不賛成、犯紀律的事也很多、没有辦法。現在我們応跟他們説、当時全国革命的負担是放在他們的身上、他們対保存紅軍尽了最高的責任。我們応当対他們的代表説明這一条、我們応該賠礼。這件事辦得不対、応当向他們賠礼。

ここで言及されているのは、現四川省阿壩チベット族自治州の嘉戎（ギャロン）チベット族（57）と、現四川省甘孜チベット族自治州の西康（カム）チベット族（58）の問題である。鄧小平は、長征の際の紅軍側の行ないについて、素直な反省を表明しているのである。これより一年近く前に鄧小平が関与した「指示草案」で述べられた、上記の長征時の反省については、こうした事実を踏まえた記述として理解するのが妥当だろう。

特に取り上げられた上記二つの地域のうち、後者について、「西南少数民族報告」は、

さらに以下の興味深い発言内容を記録している。

ある一件については、彼ら〔西康チベット族〕は賛同した。すなわち当時「博巴伊特瓦〔ボバイタワ〕政府」を成立させたことである。「博巴〔ボバ〕」とはチベット族で、「博巴伊特瓦政府」とはチベット族人民政府である。この訳名は、聞くところではあまり正確でなく、名詞に用いるのはあまり適当でないとのことだが、意味するところとしては正しい。今に至るまで、西康人民はなおもそれを懐かしみ、あの政府は良かったと言う。あそこに行くと、「博巴伊特瓦政府」は良かったと依然として彼らは言うのである。実際には、あの政府は当時まだあまりうまくやれていなかった。…我々が今日主張する区域自治とはまったく違ったのである。当時は張国燾の民族政策で、毛主席の民族政策ではなかった。違いはここにある。〔しかしかつてこの地に「博巴伊特瓦政府」を成立させたという〕この点は、効果を発揮する。我々が今回あそこに行くと、当時「博巴伊特瓦政府」に参加したチベット族人士が、瞬く間に集まって来た。彼らは素直にこう言った。「〔紅軍は我々の〕食料を食べ尽してしまったが、本当はそれを望んでいなかった」と。今は納得したようだ。北京から来た三人〔紅軍に従軍したチベット族〕はこう言った。「〔紅軍に食料を提供することは〕当時本当は望んでいなかったのだが、今は納得している」と。つまり、この〔博巴〕政府はまた良い気風を生み出したのである。彼らが自らの解放を熱望していることは、ここからも見て取ることができる（59)。

有一件他們賛成。即当時成立「博巴伊特瓦政府」。「博巴」就是蔵族、「博巴伊特瓦政府」就是蔵族人民政府。翻訳説不大対、名詞用得不很好、但是意思是対的。一直到現在、西康人民還留恋那個政府、那個政府好。一到那裏、他們説還是「博巴伊特瓦政府」好。実際上、那個政府当時還作得不怎様好的、…並非完完全全的像我們今天所主張的区域自治。当時是張国燾的民族政策、而不是毛主席的民族政策。区別在這裏。就這一点、就発揮了作用。我們這一次一到那裏、当時参加「博巴伊特瓦政府」的蔵族人士、很快的就集合起来。他們也很坦白的説、「糧食吃光了、心裏不願意」。現在是瞭解了。従北京来的三個代表説、「当時心裏不願意、但現在瞭解了」。就是這個政府、也発生了良好的作風〔用？〕。他們熱望自己的解放、従這裏也可以看出来。

現四川省甘孜チベット族自治州の西康チベット族にとって、長征時にこの地に成立した「ボバ政府」の実体験が、深く根を下ろしていたことが分かる。「ボバ政府」とは、長征時に、毛沢東率いる第一方面軍と路線対立の末に決別した、中共のもう一人の指導者、張国燾率いる第四方面軍を中心に、一九三六年五月、現四川省甘孜チベット族自治州の州都、甘孜を拠点に成立したものである。その思想は、「民族自決」の原則に基づくソビエト政権の連合からなる連邦国家を構想するものであり、建国初期の「民族区域自治」とは相いれないものであった（60)。しかし、そうした歴史的事実を意識しつつも、鄧小平は、その経験が、西南民族に対する中共の民族政策の展開に、有利に働くと期待していたのである。以下はそれを示す具体的記述である。

つまり、西康と川西〔現四川省阿壩チベット族自治州と四川省甘孜チベット族自治州〕、すなわちこの地域では、当時このような一つの政府〔ボバ政府〕が、かつて良い役割を発揮したのであり、それはまた我々の今日の〔民族〕工作に良い歴史的影響を成すものでもある。…我々の「〔中国人民政治協商会議〕共同綱領」は、政策として、各少数民族地区は区域自治を実施すると規定している。…我々〔中共〕の歴史において、この問題は全国の範囲内においていくらかの経験を持つ。例えば、内モンゴルではこの方面に経験がある。陝甘寧辺区の北でもいくらかの経験がある。しかし、〔それら以外の〕広大な新たな地域ではまだ経験を持たない。…西康について言えば、彼らは「博巴政府」の名称を用いて、区域自治の実施を宣言しようとまでしている。彼らは依然として「博巴政府」〔の名称〕を用いることを強く希望しているが、この問題は今のところまだしっかりと話し合っていない。…〔しかしながら〕今日、〔西南中国で〕区域自治を実施することについて言えば、まずは「第一歩」を西康東部で行なうべきである。なぜなら各種条件が比較的備わっているからである。第一に、チベット族同胞が集中し、康定以西は漢人がきわめて少ない。第二に、過去に「博巴伊特瓦政府」があり、これらの人々は、この〔民族〕工作の基礎を持っている。…これらの諸条件があって、比較的すぐにやることができるのである。…これは非常に大きな問題で、もしうまく解決できれば、チベット問題に直接の影響を及ぼすことができる（61）。

就是西康和川西、就在這一地区、当時這様一個政府、曾発生良好作用、也成我們今日工作良好的歴史影響。…我們的「共同綱領」在政策上規定了、規定各少数民族地区実行区域自治。…在我們歴史上、這問題在全国範囲内有些経験的。譬如、在内蒙這方面是有経験的。在陝甘寧辺区的北面、也有些経験。而在広大的新区、還没有経験。…在西康来説、他們甚至於還想用「博巴政府」這名字、開始宣佈実行区域自治。他們還很希望用「博巴政府」、現在這問題還没有談好。…今天就実行区域自治来説、首先開歩走応在康東。因為各種条件比較具備。首先、蔵族同胞集中、康定以西漢人極少。第二、過去有一個「博巴伊特瓦政府」、這些人、有這個工作基礎。…有這些条件、比較能馬上做。…這是一個很大的問題、如果解決得好、可以直接影響西蔵問題。

こうして、一九五〇年十一月、西康省の旧康属地域に、西南中国で最初の「自治区」でると同時に、中華人民共和国にとっても最初の（省内）「専区」レベルの「自治区」として、「西康省蔵族自治区」が成立した（62）。それは、上文に見るように、西南中国における民族区域自治の試金石であったと同時に、将来的なチベット「解放」、すなわちチベット本土への区域自治政策の展開のための重要な試金石でもあったと理解されるのである（63）。

一方で、上文において「博巴政府」への愛着をうかがい見ることができるように、「解放」経験を持つ民族エリートがいたことは、中共にとっては西南中国における数少ない利点であると同時に、きわめて慎重を要する問題であった。それは、後の西康地域、およびチベット本土における歴史の展開が示す通りである（64）。

五. おわりに

中共にとって、西南中国は、国民党政権が民族エリートとの関係構築に成功した地域であると同時に、かつて「民族自決」の原則に立った少数民族政権の樹立を経験した民族エリートを擁するという、他地域とはまったく異なる現実をもつ地域であった。

鄧小平は西南中国進駐に際し、基礎や経験がとぼしいという現状認識の下、民族エリートを取り込んで再教育し、一方で長征時の禍根を解消さえすれば、貴重な支持基盤にすることが可能であると考えていた。その前提には、軍・党の両面で国民党政権に参加した経験を持ち、あるいは民族自決の実体験を持った、民族エリートたちの存在があったのである。

一九四九年九月の「少数民族工作に関する指示（草案)」は、中共が、こうした歴史的背景の下、地域的特殊性を意識して民族政策を立案し、具体的な民族工作を展開させようとしていたことを物語る、きわめて貴重な史料と言えるのである。

【註】

（１）建国初期に中国政府が旧来の社会構造と各地特有の民族エリートの存在を強く意識していたことについては、中央人民政府民族事務委員会編『中国少数民族地区旧有政制簡況』北京：同委員会、一九五一年十月を参照。なお、本論文が主題とする西南中国の多様な民族エリートの社会階層の形成・階層移動の問題を考える上で、一九四〇年代の雲南省昆陽県の地域社会を対象に、漢族エリートを分析した Chow Yung-teh（周栄徳）, *Social Mobility in China: Status Careers among the Gentry in a Chinese Community*, New York：Atherton Press, 1966（『中国社会的階層与流動―一個社区中士紳身份的研究』上海：学林出版社、二〇〇〇年）が参考となる。

（２）「冊封」を「羈縻」の一形式と見なすべきであることについては、堀敏一『東アジア世界の形成』東京：汲古書院、二〇〇六年、三四～四一頁参照。筆者はそれが原義としてはさらに広義であった可能性を考える。『史記』巻二五律書に、「高祖天下を有つ。三辺〔南＝越・北＝匈奴・東＝朝鮮〕外に畔く。大国の王〔諸侯王〕、蕃〔藩〕輔と称すと雖も、臣節未だ尽さず。会々高祖軍事を厭苦し、亦た蕭〔何〕・張〔良〕の謀有り。武を偃せ、一たび休息し、羈縻して備えず」とある。律書については、司馬遷の原文は早くに失われ、前漢後期の褚少孫によって補われたとされるたとするのが通説だが、褚少孫の完全な補筆というのではなく、「律書」もしくは失われた巻「兵書」の原文、あるいは次巻「暦書」の序文とするなど、司馬遷の原文を留めているとする理解が優勢である（明の楊慎もしくは清の洪頤煊・王元啓)。この他、『史記』には、「漢興りて七十有八載〔前一二九年〕、…耆老大夫・薦紳先生の徒二十有七人…進んで曰く、「蓋し聞く、天子の夷狄に於けるや、其の義は羈縻して絶つこと勿からしむのみと。…鄙人、固陋にして、謂う所を識らず」と」（巻一一七司馬相如列伝)、「西北の外国の使、更々来り、更々去る。宛より以西は皆自ら以らく、遠しと。尚、驕恣晏然たり。未だ詘〔屈〕するに礼を以てし羈縻して使うべからず」（巻一二三大宛列伝）の例がある。「羈縻」を今日の理解と同じく「羈は馬の絡頭〔手綱〕なり。

縻は牛の轡〔鼻綱〕なり。…四夷を制して牛馬の羈縻を受くるが如くするを言うなり」とするのは、上記司馬相如列伝の記事に対する唐代司馬貞の註釈である。

（３）清代中後期を通じて西南中国では、世襲の「土官（土司)」を中央派遣の「流官」に漸次置き換える「改土帰流」が展開された。「改土帰流の行方」という問題意識によって、建国初年の中共による西南中国の旧土司層に対する政策を検討した論考として、秦和平「関於二十世紀五十年代中国共産党終結土司制度的認識」『北方民族大学学報(哲学社会科学版)』一、銀川：同大学、二〇一四年、四四～五三頁があるが、本論文では旧土司層以外の民族エリートも重視することから、「羈縻政策の行方」という独自の問題設定をあえて行なった次第である。

（４）史筠『民族事務管理制度』長春：吉林教育出版社、一九九一年、および武内房司「西南少数民族―土司制度とその崩壊過程をめぐって」『中国史学の基本問題　四』東京：汲古書院、一九九七年、五八一～六〇六頁、クリスチャン・ダニエルス「西南中国・シャン文化圏における非漢族の自律的政権―シプソンパンナー王国の改土帰流を実例に」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報一九九九年』東京：東洋大学同研究所、二〇〇〇年、五六～七〇頁、武内房司「中華文明と「少数民族」」樺山紘一ほか編『岩波講座世界歴史　二八』東京：岩波書店、二〇〇〇年、一〇七～一二七頁参照。

（５）この問題に関し、一九四〇年代の国民党政権下の西南中国社会について、筆者は先に拙文「苗族史の近代（七)」『北海道大学文学研究科紀要』一三四、札幌：同研究科、二〇一一年、一～五五頁で考察を試みている。

（６）松本ますみ『中国民族政策の研究―清末から一九四五年までの「民族論」を中心に』東京：多賀出版、一九九九年、二七六・二二二～二二五頁。

（７）中共中央統戦部編『民族問題文献匯編　一九二一・七―一九四九・九』北京：中共中央党校出版社、一九九一年、中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』北京：中央文献出版社、一九九二年、金炳鎬主編『民族綱領政策文献選編　一九二一年七月―二〇〇五年五月』北京：中央民族大学出版社、二〇〇六年。

（８）貝塚茂樹ほか「孫文と毛沢東」小野川秀美編『孫文・毛沢東』(世界の名著六四）東京：中央公論社、一九六九年、四一頁、今堀誠二『毛沢東研究序説』東京：勁草書房、一九六六年、安井三吉「抗日戦争時期解放区の少数民族問題―陝甘寧辺区を例に」『新しい歴史学のために』一五六、京都：民主主義科学者教会京都支部歴史部会、一九七九年、一～十一頁、ボルジギン・フスレ『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策―一九四五～四九年』東京：風響社、二〇一一年、二〇～二一頁ほか、楊海英『ジェノサイドと文化大革命―内モンゴルの民族問題』東京：勉誠出版、二〇一四年、一二四～一二五頁。

（９）代表的な諸研究を収録したものとして、Stevan Harrell(ed.), *Cultural Encounters on China's Ethnic Frontiers*, Seattle: Univ. of Washington Press, 1995 がある。

(10) George V. H. Moseley, III, The Consolidation of the South China Frontier, Berkeley: University of California Press, 1973.

(11) Dorothy J. Solinger, *Regional Government and Political Integration in Southwest China, 1949-1954*, Berkeley: University of California Press, 1977.

(12) 松村嘉久「中国における少数民族政策の展開―雲南省を事例として」『人文地理』四五―四、京都：人文地理学会、一九九三年、五一～七四頁および「中国における民族自治

地方の設立過程と展開―国家形成をめぐる民族問題」同誌四九―四、一九九七年、二一～四一頁（後にともに松村嘉久『中国・民族の政治地理』京都：晃洋書房、二〇〇〇年に再収録）、上野稔弘「建国初期雲南辺疆地区における中国共産党の民族工作」『現代中国』七〇、東京：日本現代中国学会、一九九六年、一九七～二〇八頁、および古島琴子「雲南の民族政策と王連芳」『中国研究月報』六三―三、東京：中国研究所、二〇〇九年、十七～三一頁。なお、全国レベルでの中共の民族政策の展開については、国分良成・星野昌裕「中国共産党の民族政策―その形成と展開」可児弘明ほか編『民族で読む中国』朝日選書五九五、朝日新聞社、一九九八年、四二一～四四二頁の議論が、最も簡にして要を得ている。

（13）建国初期を扱ったものではないが、その前提となる民国期（含清末）の西南中国の民族エリートに関する主要な研究（単純な評伝は除く）は以下の通り。歴史学者による近現代史研究としては、潘先林『民国雲南彝族統治集団研究』昆明：雲南大学出版社、一九九九年、武内房司「清末雲南タイ系土司の近代化ヴィジョン―刀安仁とその周辺」塚田誠之編『民族表象のポリティクス』東京：風響社、二〇〇八年、一八九～二二四頁、前掲注３拙文「苗族史の近代（七）」があるが、蓄積は乏しい。これに対して人類学者による歴史人類学的研究は多く、張兆和著・瀬川昌久訳「「押しつけられた表象」から「自己表象」へ」末成道男編『中原と周辺―人類学的フィールドからの視点』東京：風響社、一九九九年、三三一～三五九頁（李菲訳「従『他者描写』到『自我表述』」『広西民族大学学報〔哲学社会科学版〕』三〇―五、南寧：広西民族大学、二〇〇八年、三七～四五頁）、張兆和「黔西苗族身份的漢文書写与近代中国的族群認同―楊漢先的個案研究」『西南民族大学学報（人文社会科学版）』三、成都：同大学、二〇一〇年、一～十一頁、長谷川清「人の流動と民族間関係、文化的アイデンティティの動態―雲南ビルマルート、徳宏傣族の事例」塚田誠之編『中国国境地域の移動と交流―近現代中国の南と北』東京：有志社、二〇一〇年、四五～八三頁、婁貴品「一九三七年西南夷苗民族請願代表在滬活動述論」『民国档案』二、南京：民国档案雑誌社、二〇一〇年、劉琪『命以載史―二十世紀前期徳欽政治的歴史民族志』北京：世界図書出版公司、二〇一〇年、王明珂「国族辺縁、辺界与変遷―両個近代中国辺疆民族考察的例子」『新史学』二一―三、台北：新史学雑誌社、二〇一〇年、一～五二頁、伊利貴『民国時期西南「夷苗」的政治承認訴求』北京：中央民族大学博士論文、二〇一一年、長谷川清「少数民族教育と中華民族多元一体構造論―雲南・徳宏タイ族の学校教育の事例から」瀬川昌久編『近現代中国における民族認識の人類学』京都：昭和堂、二〇一二年、一六六～二〇一頁がある。これらは基本的にすべて一九四九年までの議論に終始しており、建国初期まで見通した研究が少ない中、June Dreyer, “Traditional Minorities Elites and the CPR Elite Engaged in Minority Nationalities Work”, in Robert A. Scalapino (ed.), *Elites in the People’s Republic of China*, Seattle & London: Univ. of Washington Press, 1972、および許憲隆ほか『整合的魅力―少数民族上層人物与近代民族地区社会転型』成都：四川民族出版社、二〇〇一年は、西南民族エリート全般を、平野聡「近現代チベット史」における「親中」の位相」毛里和子編『現代中国の構造変動　七』東京：東京大学出版会、二〇〇一年、一七九～二一三頁、Melvyn C. Goldstein et al., *A Tibetan Revolutionary: The Political Life and Times of Bapa Phüntso Wangye*, Berkeley, Los Angeles, London: Univ. of California Press, 2004（黄灝灝訳『一位蔵族革命家―巴塘人平措汪杰的時代和政治生涯』香港：香港大学出版社、二〇一一年）、清水享「イ―涼山イ

族を中心に」『講座世界の先住民族　一』東京：明石書房、二〇〇五年、二六一～二七六頁、阿部治平『もうひとつのチベット現代史―プンツォク＝ワンギェルの夢と革命の生涯』東京：明石書店、二〇〇六年、温春来「導論―「夷族」意識、「夷務」実践与彝族文化」温春来ほか主編『嶺光電文集』香港：香港科技大学華南研究中心、二〇一〇年、上冊一～二七頁、小林亮介「プンツオク・ワンギェル―チベット「周縁部」における共産主義と民族主義」趙景達ほか編『講座　東アジアの知識人　五』東京：有志舎、二〇一四年、三五二～三六八頁、呉喜「試論搶救滇東北彝族上層史学資料的必要性」『昭通師範高等専科学校学報』三二―四、昭通：同校、二〇一〇年、四十～四三頁、呉喜編著『民国時期雲南彝族上層家族口述史』北京：社会科学文献出版社、二〇一四年、および李仕安述・馬林英撰『百歳人生川康史―彝族老人李仕安口述記録』北京：民族出版社、二〇一四年は、現四川省、およびその一部である旧西康省のチベット族・彝族エリートと現雲南省の彝族エリートを、また楊志強『「苗」から「苗族（ミャオ族）」へ―近代民族集団の形成及び民族的アイデンティティ再構築の過程について』東京：東京大学博士論文、二〇〇五年、沈紅『結構与主題―激蕩的文化社区石門坎』北京：社会科学文献出版社、二〇〇六年、張兆和「梁聚五関於苗族身份認同的書写―近代中国辺縁族群以漢語文表述我族身份認同的個案研究」張兆和ほか主編『梁聚五文集―民族・民主・政論』香港：香港科技大学華南研究中心、二〇一〇年、下冊四二五～四六一頁は、貴州省各地の苗族エリートを、建国初期までの視野の中で扱った優れた業績である。

（14）伍小濤『建構与認同　新中国民族工作研究―以貴州省為例』北京：民族出版社、二〇一〇年、および前掲註３秦和平「関於二十世紀五十年代中国共産党終結土司制度的認識」。

（15）二野前委「関於少数民族工作指示（草案）（一九四九年九月二十日）」中共中央統一戦線工作部編『民族政策文件彙編』北京：同工作部、一九六〇年、四～七頁、中共雲南省委党史研究室編『雲南辺疆民族地区民主改革』昆明：雲南大学出版社、一九九六年、五七～六一頁、および中共貴州省委党史研究室編『貴州城市的接管与社会改造』貴陽：不詳、二〇〇〇年、二一七～二二〇頁。「二野前委」が、中国人民解放軍第二野戦軍前方委員会のことで、鄧小平がその前方委員会の書記の任にあったことについては、前掲『雲南辺疆民族地区民主改革』五七頁附註①を参照。鄧小平は、一九四九年二月二十日、中共中央の批准により、二野前委書記に任じられている（中共中央文献研究室編『鄧小平年譜　一九〇四～一九七四』北京：中央文献出版社、二〇〇九年、中冊八〇三～八〇四頁）。

（16）中共中央「関於少数民族「自決権」問題給二野前委的指示（一九四九年十月五日）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編　一』北京：中央文献出版社、一九九二年、二四～二五頁。

（17）毛里和子「国家機構と政治体制」野村浩一ほか編『岩波講座現代中国　別巻二』東京：岩波書店、一九九〇年、一七四頁、加々美光行『知られざる祈り―中国の民族問題』東京：新評論、一九九二年、一二四頁（『中国の民族問題―危機の本質』東京：岩波書店、二〇〇八年、九六頁）、毛里和子『周縁からの中国―民族問題と国家』東京：東京大学出版会、一九九八年、四三頁、前掲註４松本ますみ『中国民族政策の研究』二七四～二七五頁、王柯『二十世紀中国の国家建設と「民族」』東京：東京大学出版会、二〇〇六年、二〇八～二〇九頁。

（18）管見では、前掲註３秦和平「関於二十世紀五十年代中国共産党終結土司制度的認識」

が「指示草案」中の一部を、中央統一戦線工作部編『統戦政策文件彙編』三、一九五八年という文献（筆者未見）から引用しているのが、唯一の例である。

（19）第二野戦軍政治部編『二野前委関於少数民族工作指示（草案)』〔南京〕：同部、〔一九四九年〕九月二十日、全七頁（孔夫子旧書網 http://book.kongfz.com/14264/229775558/ 参照、二〇一四年三月二七日確認)。

（20）前掲註 15 二野前委「関於少数民族工作指示（草案)」(『雲南辺疆民族地区民主改革』五八頁)。

（21）毛沢東「論聯合政府（一九四五年四月二四日)」『解放日報』一九四五年五月二日第一～六版（筆者未見、毛沢東『論聯合政府』不詳：前進出版社、一九四五年七月第二版、二六・三九頁。邦訳は、日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成　一』東京：日本国際問題研究所、一九六三年、五～六三頁に見えるが、不正確と思われるところがあり、今回新たに訳しなおした）に従った。

（22）前掲註８フスレ『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策』二八八頁。

（23）「高崗同志在内蒙幹部会議上的講話（一九四八年八月三日)」中共中央政策研究室編『一九四八年以来政策彙編』北平：中共華北局、一九四九年三月編（同年六月印)、六一一～六二八頁（前掲註７中共中央統戦部編『民族問題文献匯編』一一四二～一一五四頁、および内蒙古自治区档案館編『中国第一個民族自治区誕生档案史料選編』呼和浩特：遠方出版社、一九九七年、一二七～一四〇頁に再収録)。共産党政権の最新の基本政策を示す諸文書を網羅した『一九四八年以来政策彙編』は、一九四九年九月に第二野戦軍政治部によって再刊されており（中共中央政策研究室編『一九四八年以来政策彙編』南京：第二野戦軍政治部、一九四九年九月翻印〔同年三月編、六月印〕、孔夫子旧書網 http://book.kongfz.com/589/18895657/、二〇一四年十二月十九日確認)、西南中国進軍に際して当該軍所属の部隊で広く読まれたことがうかがわれる。

（24）烏蘭夫「在内蒙古幹部会上的総結報告提綱（節選)（一九四八年七月三十日)」呼和浩特革命造反聯絡総部ほか編『毒草集―烏蘭夫反革命言論選編　一(一九四五―一九五四)』呼和浩特：同部ほか、一九六七年、二九～三〇頁（楊海英編『モンゴル人ジェノサイドに関する基礎資料　四―毒草とされた民族自決の理論』東京：風響社、二〇一二年、一六七～一六八頁に再収録)、および「雲沢在内蒙古幹部会上的総結報告提綱（一九四八年七月三十日)」前掲註 23 内蒙古自治区档案館編『中国第一個民族自治区誕生档案史料選編』一〇五～一二六頁。

（25）中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『五星紅旗従這里升起』北京：文史資料出版社、一九八九年。

（26）西南軍政委員会民族事務委員会編『西南民族工作参攷文件　二』重慶：同委員会、一九五一年一月、十～二五頁、および中央人民政府民族事務委員会編『民族工作文献彙編三』北京：同委員会、一九五一年十月、七一～八六頁。

（27）前掲註 15 中共中央文献研究室編『鄧小平年譜』中冊八四三頁を参照。当該「十七条注意事項」は、前掲註 15『雲南辺疆民族地区民主改革』六一～六三頁所載の、二野前委「進入少数民族区域内的一些注意事項（一九四九年九月二十日)」がそれに該当するものであると考えられる。

（28）前掲註 15 二野前委「関於少数民族工作指示（草案)」(『雲南辺疆民族地区民主改革』

五七頁)。
(29) 前掲註 12 上野稔弘「建国初期雲南辺疆地区における中国共産党の民族工作」一九七頁。
(30) 少数民族の教育について、「指示草案」と同日に頒布された二野前委「進入少数民族区域内的一些注意事項」(前掲註 27) にも、「国民党はこの数年、少数民族の中に少なからずの小学校を設立し、国民党の抗戦の功績を宣伝しており、おそらく少数民族が受けた影響は少なくない。ゆっくりと彼らを説得し、彼らの思想を改造すべきである (国民党這幾年在少数民族中、設立了不少的小学、宣伝国民党的抗戦功績、恐怕少数民族受影響很不少。須慢慢的去説服他們、改造他們的思想)」という記述が見える。
(31) 前掲註 5 拙文「苗族史の近代 (七)」、および拙文「苗族史の近代 (五)」『北海道大学文学研究科紀要』一三一、札幌:同研究科、二〇一〇年、一〜五一、「苗族史の近代 (六)」同一三二、二〇一〇年、四九〜一三八頁。
(32) 前掲註 31 拙文「苗族史の近代 (五)」二五〜三二頁、および「苗族史の近代 (六)」五四〜五八頁。
(33)「樂委員景濤等十四人提:請組織辺疆宣慰団、以加緊団結而利抗戦建国案。政治組審查意見:擬請通過交常務委員会辦理。決議:照審查意見通過」(無記名「中国国民党第五届中央執行委員会第六次全体会議紀要」『中央党務公報』一一二十、重慶:中国国民党中央執行委員会秘書処、一九三九年十二月、三一〜三二頁)、および「関於辺務、首先当継続充実辺疆政治、努力培養辺疆人才、開発辺疆交通、加強内地与辺疆経済上之聯繫、並同時訓練辺省武装民衆、俾能参加抗戦」(無記名「中国国民党第五届中央執行委員会第六次全体会議対於政治報告之決議案」前掲『中央党務公報』一一二十、十二頁)。前掲註 13 伊利貴『民国時期西南「夷苗」的政治承認訴求』九九頁参照。
(34) 前掲註 31 拙文「苗族史の近代 (六)」十四〜三十・四三〜五四頁。
(35) 経盛鴻『胡宗南大伝』北京:団結出版社、二〇一一年、三六二〜三八六頁。
(36) 羅正洪ほか「川康彝族青年先鋒隊始末」中国人民政治協商会議涼山彝族自治州委員会文史資料研究委員会編『涼山彝族自治州文史資料選輯』四、西昌:同委員会、一九八六年、三四〜四二頁、および嶺光電『憶往昔—一個土司的自述』昆明:雲南人民出版社、一九八八年、一一一頁。
(37) 前掲註 36 嶺光電『憶往昔』一一〇〜一一八頁。
(38) 中央軍校については文聞編『国民党中央陸軍学校与軍事専科学校』北京:中国文史出版社、二〇一〇年、中央政治学校については国立政治大学校史編纂委員会編『国立政治大学校史稿』台北:同大学、一九八九年を参照。
(39) 前掲註 31 参照。
(40) 前掲註 31 拙文「苗族史の近代 (五)」二五頁、前掲註 5 拙文「苗族史の近代 (七)」七〜八頁、および沙瑪・加甲主編『彝族人物録』呼和浩特:内蒙古教育出版社、一九九七年、前掲註 13 李仕安『百歳人生川康史』十二〜十四頁を参照。
(41) 前掲註 38 国立政治大学校史編纂委員会編『国立政治大学校史稿』参照。
(42) 西康省寧属地区の越西県出身の彝族の兄弟のうち、兄の曲木倡民 (王済民) は一九三三年に蒙蔵学校に入学、弟の曲木蔵堯 (王志国) は、国立貴州大学の卒業後、蒙蔵学校に入学、さらに中央政治学校青年班に進学したという。前掲註 13 李仕安『百歳人生川康史』

六三～六七頁を参照。
（43）西康省巴塘（バタン）県出身のチベット族のプンツオク・ワンギェル（平措汪杰）は、中央政治学校附設の蒙蔵学校で学び、マルクス主義思想に接し、中共幹部となった。前掲註 13 Melvyn C. Goldstein et al., *A Tibetan Revolutionary*, pp.23-24、阿部治平『もうひとつのチベット現代史』三一～四一頁、小林亮介「プンツオク・ワンギェル」三五九頁を参照。
（44）本論文が、「改土帰流政策の行方」ではなく、「羈縻政策の行方」という問題設定を採用するのは、彼ら非土司層の民族エリートの存在を重視するからである。
（45）中央政治学校附設の蒙蔵学校は、北京政府によって清末の理藩部（旧理藩院）蒙古学を基礎として一九一三年に北京に設けられた蒙蔵学校（烏蘭夫革命史料編研室編『烏蘭夫回憶録』北京：中共党史資料出版社、一九八九年、四〇～七九頁）や、一九三四年に上海に設けられた私立の上海蒙蔵学院（馬暁余「上海蒙蔵学院的興辦与消失」上海市政協文史資料委員会編『上海文史資料存稿彙編　九』上海古籍出版社、二〇〇一年、二〇八～二一一頁）とは、まったく別系統のものである。先行研究は管見では知らず、機会を改めて詳論したい。
（46）前掲註 31、および「楊森電蔣中正請令省県注意苗民生活及請特許苗族青年王建明李学高入中央軍校就読(一九三六年五月二一日)」(中華民国国史館蔵档案:『蔣中正総統文物』典蔵号〇〇二―〇八〇二〇〇―〇〇四七一―〇四〇）参照。ちなみに、一九三八年六月段階で、蒙蔵学校の初級中学（中学）・高級中学（高校）には、十四歳から二五歳まで、平均年齢二〇・三歳の、遼寧九人・吉林一人・熱河十六人・察哈爾七人・綏遠六人・寧夏四人・甘粛六人・新疆十一人・青海二五人・西康十八人・西蔵二人・四川一人・貴州三人・雲南一人（および調査欠席者十四人）の計百二十四人の辺境出身の非漢族学生が学んでいたことが知られる（曹夢樵「辺省青年閲読与趣之蠡測―中央政校蒙蔵校中学部学生閲読興趣調査結果之分析」『辺声月刊』一―一、巴県：辺声月刊社、一九三八年、六～二十頁)。
（47）前掲註 15 二野前委「関於少数民族工作指示（草案)」(『雲南辺疆民族地区民主改革』五九～六十頁)。
（48）前掲註 15 二野前委「関於少数民族工作指示（草案)」(『雲南辺疆民族地区民主改革』五九頁)。
（49）この具体的方針に従った「宣慰」「宣撫」工作として評価しうる中央訪問団など、建国初期の民族工作については、機会を改めて詳論したい。
（50）前掲註 15 二野前委「関於少数民族工作指示（草案)」(『雲南辺疆民族地区民主改革』五七頁)。
（51）方素梅ほか『播種之旅―紅軍長征与少数民族』北京：民族出版社、二〇〇六年。
（52）馬賢倫「紅軍長征時期民族工作的巨大成就」『貴州民族学院学報』一、貴陽：同学院、一九九一年、五六～六四頁によれば、長征の過程で紅軍に参加した西南民族で少数民族幹部となった者として、苗族の徐忠義・石邦境・楊敏・李益建・羅健・羅栄、彝族の王占青・王占有・潘占雲・田雨清・李木林・陳占英・阿爾木呷、四川・西康チベット族の天宝・札西旺徐・楊東生・孟得爾・羅徳干・沙拉がいたという。
（53）范長江『中国的西北角』天津：大公報館、一九三六年（松枝茂夫訳『中国の西北角』東京：筑摩書房、一九八三年、五六頁)。

（54）中共重慶市委党史研究室ほか編『鄧小平与大西南（一九四九～一九五二）』北京：中央文献出版社、二〇〇〇年。「解放」後の西南中国には、大行政区制度が適用され、一九五〇年七月、「雲南・貴州・西康の三省、〔四〕川東・〔四〕川西・〔四〕川南・〔四〕川北の四行政区、重慶直轄市、および西蔵〔チベット〕」を管轄し、「解放初期に軍事管制を実施して革命秩序を建立するために設け」られた西南軍政委員会が成立したのである。「西南軍政委員会組織条例（中央人民政府政務院一九五〇年七月二十日批准施行）」西南軍政委員会民族事務委員会編『西南民族工作参攷文件』三、重慶：同委員会、一九五一年六月、十九～二八頁、および四川省档案館編『西南軍政委員会紀事』成都：同委員会、二〇〇一年、六十頁を参照。

（55）同訪問団は一九五〇年七月重慶到着、八月各地へ出発、十二月結束、一九五一年三月帰京（前掲注 54 四川省档案館編『西南軍政委員会紀事』五六・五八～五九・六三・一〇九頁。

（56）鄧小平「関於西南少数民族問題的報告（一九五〇年七月二一日）」中央人民政府民族事務委員会編『民族工作文件彙編　三』北京：同委員会、一九五一年十月、十一～三五頁。同報告は、「関於西南少数民族問題」と改題して、中共中央文献編輯委員会編『鄧小平文選（一九三八～一九六五年）』北京：人民出版社、一六一～一七一頁、および中共中央文献研究室ほか編『鄧小平西南工作文集』北京：中央文献出版社、二〇〇六年、一九四～二〇五頁に再収録されているが、いずれも字句の改変、削除が著しく、原形を保っていない。

（57）ギャロン・チベット族については、松岡正子『中国青蔵高原東部の少数民族―チャン族と四川チベット族』東京：ゆまに書房、二〇〇〇年を参照。

（58）旧西康チベット族については、Lawrence Epstein(ed.), *Khams Pa Histories: Visions of People, Place and Authority*, Leiden, Boston, Köln: Brill, 2002 を参照。

（59）前掲註 56 鄧小平「関於西南少数民族問題的報告」十五～十六頁。

（60）ボバ政府については、王仲「一九三六年在甘孜地方的博巴政府」『大公報』一九五三年一月十五日「史学週刊」一〇二（筆者未見、史学双週社編『第二次国内革命戦争時期史事論叢』北京：三聯書店、一九五六年、一〇三～一〇八頁に再収録）、前掲註 4 松本ますみ『中国民族政策の研究』二〇三～二〇九頁、および田中仁『一九三〇年代中国政治史研究―中国共産党の危機と再生』東京：勁草書房、二〇〇二年、一九六～二一九頁を参照。ボバ政府については、機会を改めて詳論したい。

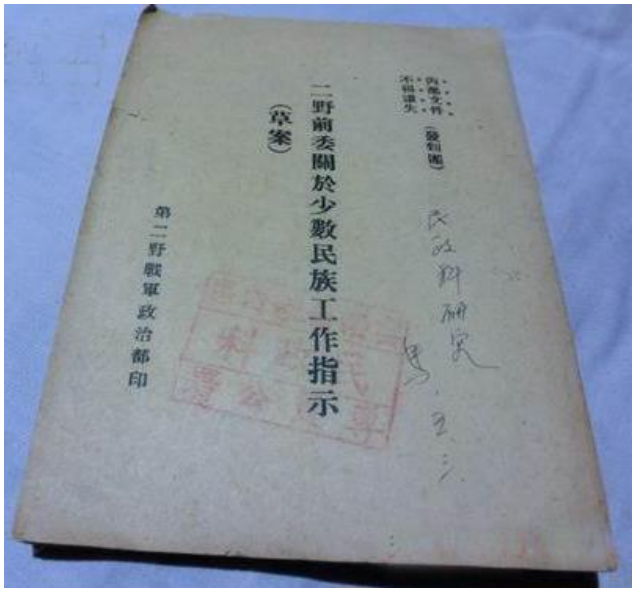
（61）前掲註 56 鄧小平「関於西南少数民族問題的報告」十六～二十頁。

（62）中共四川省甘孜蔵族自治州委組織部ほか編『中国共産党四川省甘孜蔵族自治州組織史資料・四川省甘孜蔵族自治州政軍統群系統組織史資料』成都：四川人民出版社、一九九三年、二六三頁。

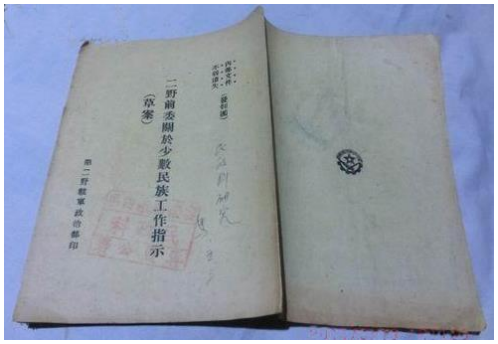
（63）究極の目標はチベット自治区の設立にあり、「専区」レベルの自治区の際限ない乱立ではなかった。毛沢東は、チベット東部の大都市、昌都（チャムド）の制圧後、「内蒙古のような大区域政府」「いくつかの県を含む小区域政府」「一つの県あるいは一つの区の政府」という階層構造として「区域自治」の認識を示し、国内各地における（自治）政府樹立の必要性を言及しつつも、チャムド地域に新たに「東蔵自治区」を樹立するという現地の中共「西康区委員会」からの提案に対し、疑問を表明している。毛沢東「関於区域自治問題的批語（一九五〇年九月十六日）」中共昌都地委ほか編『昌都戦役文献資料選編』拉薩：西

蔵人民出版社、二〇〇〇年、一〇九頁。

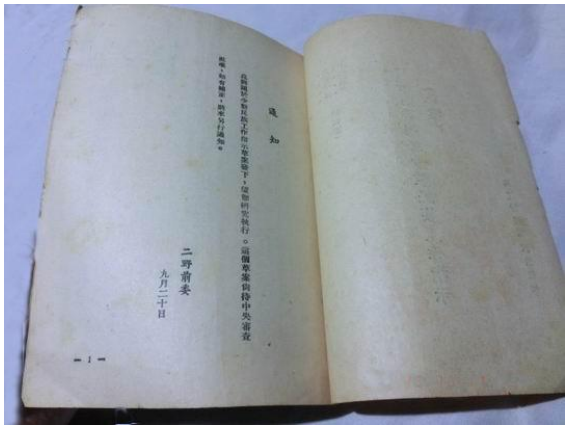
（64）西康省出身のチベット族エリートのプンツオク・ワンギェルは、その遺著で、中共と民族エリートとの間の思惑の「かけ違い」について、心情を吐露している。平措汪杰『平等団結路漫漫―対我国民族関係的反思』香港：新世紀出版社、二〇一四年を参照。



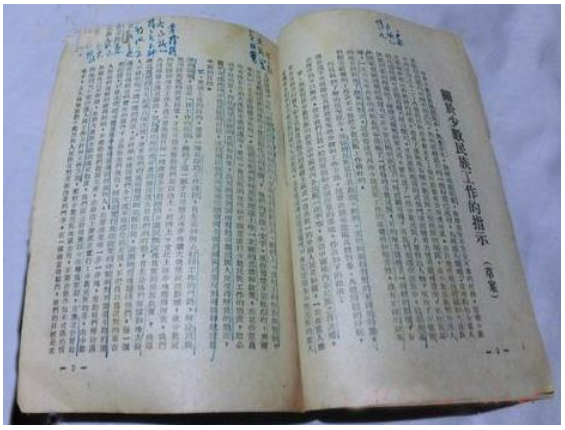
挿図１



挿図２



挿図３



挿図４

【図版出典】

挿図１～４：孔夫子旧書網 http://book.kongfz.com/14264/229775558/（二〇一四年三月二七日確認）掲載図版を筆者加工